

とらい & GROW 320号

2014/11/26発行
2014.11月号

宇久田進治税理士事務所 & (株)経営センターグロウ

秋の「税務調査」集中時期を終えて

今年の年末は選挙と重なり慌しくなりました。私は今度の選挙は「日本の将来の姿」を決定付ける非常に大切な選挙と思っています。

従来型景気回復はもう来ない中で、新しい衣に着替えることが出来るか？ “バラマキ ゴキゲンとり” 政治を続けてよいのか？ 私たちの民度が問われ、政治の質を検証せねばなりません。

さて、税務調査は秋に集中する傾向にありますが、国税通則法の改正で簡単にいえば調査の連絡や終結の手続きに手間を食うようになりました。

また、実地調査の工数を省くため、今年は税務署が机上審査での疑問点に回答を求め、修正申告の必要の可否も書面で郵送されました。自主的に修正申告を出す勧奨にもなりました。(署も効率調査を検討しているようです)

非違事項について(例えば 売り上げ脱漏につき)、ペナルティーである「重加算税」を課される事例があります。税務署の担当官は何かにつけ「これは悪質だ。重加算に値する。」と言うことがあります。これには論争せねばなりません。担当官も人間です。成績を上げたい気持ちはわかりますが・・・。

期間計算するのが決算です。期間損益の軽微なものについて私は修正ではなく「指導事項」にとどめるべきと思います。翌年度にまわったとて大差ありませんし・・・

納税感情からいっても「重箱の隅」は双方にいい結果をよびません。

さて、これからは法人税 所得税もさることながら調査の中心は「消費税」と「国際間取引」でしょう。マイナンバー制度はこれを補完するものとして威力を発揮するはずです。



「備えあれば憂いなし」日々の特に現金・預金の管理(会社のお金は公金)がしっかりしていれば何の心配もありません。

これからの経済激変期 とともに何が起きよう

「ドシッ」として行きましょう。

モラロジー生涯学習セミナー 公開ニューモラルセミナー 第5回 ご案内

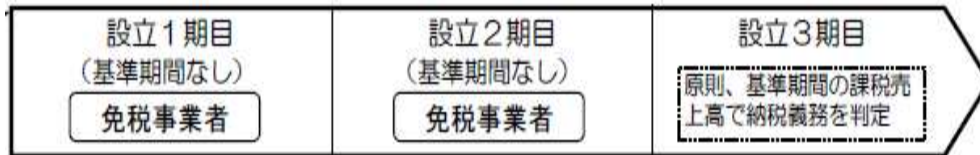
- ◇日時 12月15日(月) 19時～21時
- ◇場所 藤沢商工会館ミナパーク 503号室
- ◇講師 石原 和憲 氏
新環境経営研究所 代表
- ◇参加費 500円
- ◇藤沢モラロジー事務所 ☎0466-53-6677 まで
お気軽にご参加ください。こころよりお待ちしております。

さわやか土曜塾のご案内

- ◇日時 12月13日(土) 10時～11時半
- ◇場所 辻堂市民図書館 2F 会議室
- ◇講師 北 雄二講師
公益財団法人モラロジー研究所参与
- ◇参加費 500円
- ◇宇久田会計 ☎0466-36-0627 志村まで

新規設立法人の消費税免税点制度について～CLN研究室報告～

国内において事業を営む個人事業者または法人は、原則として消費税の納税義務者となりますが、「基準期間」（原則として二期前をいいます）の課税売上高が1千万円以下の小規模な事業者については、その期の消費税の納税義務が免除されます。よって、新たに法人を設立した場合、第1期と第2期については二期前が存在しないため「基準期間」がなく、消費税は免税となります。



ところが、新規設立の法人でも下記に該当する場合は、第1期または第2期においても消費税の納税義務が免除されないことがありますので注意が必要です。

① 期首の資本金が1千万円以上の法人

設立時の資本金が1千万円以上であれば第1期は納税義務が免除されません。

設立時の資本金が1千万円未満でも第1期中に増資して、第2期期首時点で資本金が1千万円以上になると、第2期は納税義務が免除されません（第3期以降は基準期間の課税売上高で判定されます）。



② 「特定期間」の課税売上高が1千万円を超える法人

「特定期間」とは原則として前事業年度開始の日以後6月の期間をいいます。

第1期は基準期間も「特定期間」もないため納税義務は免除されますが、第2期については、第1期の上半期6月の期間において課税売上高が1千万円を超えると納税義務が免除されないこととなります（課税売上高に代えて給与等支払額で判定することもできます）。

③ 新設合併、新設分割により新たに設立された法人



A社とB社が合併して新たに設立された新設合併法人C社や、D社が社内事業を分割して新たに設立された新設分割子法人E社については、第1期と第2期は基準期間がないからといって直ちに免税とはならず、元の法人（A・B社やD社）の一定の課税売上高をもとに判定することとなります。

④ 特定新規設立法人

課税売上高が5億円を超える法人X社（またはその法人の大株主等）が50%超を出資して新たに設立した法人Y社については「特定新規設立法人」として納税義務が免除されないことがあります。Y社の第1期と第2期については基準期間がないからといって直ちに免税とはならず、X社の一定の課税売上高をもとに判定することとなります。



②や④についてはこの数年で相次いで改正されたもので、消費税の免税点は厳しくなる一方です。また、上記の説明は大まかな概要となりますので、新たに法人設立を考えておられる方は個別に判定が必要となります。法人設立にあたっては事前にご相談ください。

☆お客様紹介☆

建築リフォーム専門

湘南ロングス

今月は、藤沢市で開業し6周年を迎えられた「湘南ロングス」様のご紹介です。

建築リフォームを主に手がけられている湘南ロングスさんは、小さい修繕リフォームから気軽に相談に乗ってくれ地元では安心・信頼できる家の街医者さんのような存在です。最近では戸建やアパート物件のメンテナンス管理に力を入れており、新規事業の「家ドック」に加盟されました。戸建の方はもちろん、アパートのメンテナンス管理も行います。

詳しくは検索してみてくださいね>>>



戸建管理

検索

最近ご相談が増えたという「親が介護施設にお世話になり実家が空き家になってしまった。」「海外転勤になり持家の管理をどうしようか」・・・など『長期留守宅の管理』『空き家の管理』なども行ってくれます。

詳しくは『湘南ロングス』で検索してくださいね>>> <http://shonanlongs.com/>

オーナー様必見!!

アパート物件のリフォームや
離れにいかがですか？

ミニキッチン
LEDシーリング
大特価!!

交換サービス！現在の照明器具処分します



LEDに変えてecoしましょ！

オーデリック

LEDシーリングライト

調光タイプ昼白色

6畳用 9,990円!! (税込)

8畳用 11,880円!! (税込)



LIXIL ミニキッチン

幅 100 cm、奥行 55 cm、高さ 80 cm

23,540 円!! (税抜)



クリナップミニキッチン

流し台幅 120 センチ、奥行 55 センチ、高さ 80 センチ
コンロ台幅 60 cm、奥行き 55 cm、高さ 62 cm

41,250 円!! (税抜)



湘南ロングス

住所：〒251-0056 藤沢市羽鳥 2-1-26 1F 南

TEL：0466-37-3250 FAX：0466-37-3251

携帯：080-3613-9384(SoftBank)

建築リフォーム専門

内装仕上げを柱にリフォーム全般をやっている施工会社
責任者：浜田 博人

お気軽にご相談ください

～平成26年度 年末調整について～

ことしも年末調整の時期になりました。下記項目の確認をしましょう。

給与所得者の扶養控除等申告書

- ・ 自分や家族の氏名、生年月日は正しいですか
- ・ 年間所得の見積額の記載をしましたか
- ・ 同居の有無や、障がい者等についても記入漏れがありませんか
- ・ 結婚や出産、家族の就職などで生じた変更は反映されていますか

給与所得者の保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書

(保険料控除申告書)

- ・ 生命保険・個人年金などの保険料を支払っていますか **YES**＝記入するとともに、証明書を添付してください
- ・ 地震保険料を支払っていますか **YES**＝記入するとともに、控除証明書を添付してください
- ・ 天引きの保険料以外に、国民年金や国民健康保険を支払っていますか

YES＝記入するとともに、国民年金は控除証明書を添付してください。

- ・ 小規模企業共済に加入していますか **YES**＝記入するとともに、控除証明書を添付してください

(配偶者特別控除申告書)

- ・ 配偶者の収入や所得は正しく記入されていますか

その他

- ・ 住宅借入金等特別控除を受けますか **YES**＝住宅借入金等特別控除申告書、借入金の年末残高証明書を添付してください。
- ・ 今年入社し、前職はありますか **YES**＝前職の源泉徴収票を添付してください

平成26年分

年末調整のしかた



今月の一言 宇久田進治



「増築」ではなく「減築」とはどんなこと？

人口減、家余り、大学全入時代・・・増築ではなく例えば不用な部屋を壊し減築する傾向が見えてきたと。確かに余った部屋は経費がかかるだけでもっと生活実態にあったコンパクトで良いと。

最近、物を長持ちさせる傾向にあり、使い捨てはちょっと後ろめたさを感じる。

本当は2世帯で使えばなにも減築せずともと思うが・・・。

すっかり「大きいことは良いことだ」の時代は終わった。大は小を兼ねるではなく大は小を兼ねないのである。

2025 年は団塊の世代がそろって 75 歳後期高齢者入りと聞く。いよいよ高齢者時代、生き生き高齢者の活躍する明るい社会を築きたい。

社員研修のため臨時休業のお知らせ

平成 26 年 12 月 5 日(金)

※ご迷惑をお掛けいたします



年末年始 休業のお知らせ

平成 26 年 12 月 27 日(土)～平成 27 年 1 月 4 日(日)

※12 月 26 日(金)は午前中で終了とさせていただきます。



発行・編集 宇久田進治税理士事務所/(株)経営センターグロウ

〒251-0042 藤沢市辻堂新町 1-1-2 柿崎ビル 6F

TEL 0466 (36) 0627 FAX 0466 (33) 4892

URL: <http://www.ukuta.net/>

: <http://www.cityfujisawa.ne.jp/~ukuta/>

ブログにアクセス→



※「とらい&グロウ」はメールでも配信しております。郵送によらずメール配信をご希望の方は、上記までご一報ください。